			ボウリング場用設備
			その他の設備
			主として金属製のもの
			その他のもの
一三			教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備
一七			教習用運転シミュレータ設備
八			その他の設備
五			主として金属製のもの
一七			その他のもの
八			自動車整備業用設備
一五			その他のサービス業用設備
一二			前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの
一〇			機械式駐車設備
一七			その他の設備
八			主として金属製のもの
			その他のもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三百二十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第六項第一号の表実行選択度の項中「（±）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上」及び「それぞれスループットがその最大値の九五％以上」の下に「（注2）」を、「四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上」及び「三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上」の下に「（注3）」を、「（±）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上」及び「（±）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上」の下に「（注4）」を加え、同表注2⑵中「一二デシベル」を「九デシベル」に改め、同⑵に次のように加える。

ウ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）二二・五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

第六項第一号の表注3⑵中「二二・五デシベル」を「二五・五デシベル」に改め、同⑵に次のように加える。

ウ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

第六項第一号の表注4⑵中「一二デシベル」を「九デシベル」に改め、同⑵に次のように加える。

ウ　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一七・五MHz及び（±）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

○総務省告示第三百二十四号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第1の3の二の表4の項1及び5の項1中「又は第49条の6の10」を「、第49条の6の10又は第49条の29」に改める。